

(別紙1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める事務

No.	情報照会者(提供先)	法令上の根拠	事務(提供先における用途)	特定個人情報(提供する情報)	情報提供者
1	厚生労働大臣	第2条の表の1	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税(同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。)に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下この条において「地方税関係情報」という。 )又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。 )であって次条で定めるもの	医療保険者
2	全国健康保険協会	第2条の表の2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下この条において「医療保険給付関係情報」という。 )であって第四条で定めるもの	医療保険者
3	健康保険組合	第2条の表の3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第五条で定めるもの	医療保険者
4	厚生労働大臣	第2条の表の5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの	医療保険者
5	全国健康保険協会	第2条の表の6	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第八条で定めるもの	医療保険者
6	市町村長	第2条の表の27	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの	医療保険者
7	都道府県知事	第2条の表の38	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
8	都道府県知事等	第2条の表の42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第四十四条で定めるもの	医療保険者
9	市町村長	第2条の表の48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境税と税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第五十条で定めるもの	医療保険者
10	日本私立学校振興・共済事業団	第2条の表の56	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第五十八条で定めるもの	医療保険者
11	国家公務員共済組合	第2条の表の65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第六十七条で定めるもの	医療保険者
12	市町村長又は国民健康保険組合	第2条の表の69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第七十一条で定めるもの	医療保険者
13	地方公務員共済組合	第2条の表の83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第八十五条で定めるもの	医療保険者
14	市町村長	第2条の表の87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第八十九条で定めるもの	医療保険者
15	後期高齢者医療広域連合	第2条の表の115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第一百七十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第一百七十七条で定めるもの	医療保険者
16	都道府県知事等	第2条の表の125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第二百二十七条で定めるもの	医療保険者
17	厚生労働大臣	第2条の表の126	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給に関する事務であって第二百二十八条で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第二百二十八条で定めるもの	内閣総理大臣
18	市町村長	第2条の表の131	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第三百三十二条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第三百三十二条で定めるもの	医療保険者
19	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	第2条の表の137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第三百三十九条で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第三百三十九条で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
20	独立行政法人日本学生支援機構	第2条の表の141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第四百三十三条で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
21	都道府県知事	第2条の表の158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第六十条で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者